

財政学体系と財政民主主義論の現代的発展(下)

——内山昭編著『現代の財政』（税務経理協会，2006年）の意義と課題——

大阪経済大学教授 梅原英治

(目次)

はじめに

第1節 代表的な財政学教科書の体系と本書の特徴

第2節 本書の財政学方法論について（以上，前号）

第3節 「社会経済学的財政学」について（以下，本号）

第4節 「財政民主主義8原則」論について

第5節 「現代財政5大機能」論について

第6節 「現代財政の階級性と公共性」論について

おわりに

第3節 「社会経済学的財政学」について

(1) 本書のスタンス

本書はプロローグにおいて、本書の財政学上のスタンスについて、「社会経済学的財政学の立場を志向しながらも、ミクロ、マクロ経済学をベースとした財政研究、特に計量的手法による研究成果から多くを摂取してきた⁵⁶⁾」と書いている。

このうち、後者の「ミクロ、マクロ経済学をベースとした財政研究、特に計量的手法による研究成果から多くを摂取してきた」ことについて言えば、現実の経済財政政策が主流派経済学に基づいて行われている以上（もちろんそのときどきの政治的要請に合う限りであるが）、財政現象を対象とする「社会経済学的財政学」が主流派経済学をも研究対象とすることは当然のことであるし、それが科学を志す以上はいかなる学派の科学的成果も積極的に摂取しなければならないのは当たり前のことである。もっとも、この「当然のこと」、「当たり前のこと」を実践するのが難しいのであるが。

ただ、「主流派経済学」といっても、内部には様々な学派があり、「経済学者たちは政策の帰結（実証的分析）と価値観（規範的分析）について意見が異なっている⁵⁷⁾」。また、社会経済学的財政学がそれらの成果を取り入れる場合には、「経済学批判」「財政学批判⁵⁸⁾」の立場にたちながら、一貫した論理に基づいて摂取することが必要である。

本書では、第1章で国民所得決定論や乗数理論、貯蓄・投資バランス論、第2章でマスグレイブの「財政3機能」論や井堀利宏氏の「動学的最適化機能」論、第3章でプライマリー・バランス論、第6章でシャンツやサイモンズの包括的所得概念やラッファー・カーブ、第8章でラムゼ

一の最適課税論、第10章でリカードの等価定理とバローの中立命題、第11章で貯蓄投資バランス論、第14章でピグー的課税などを紹介しているが、さらに多くの成果を体系的に整理し取り入れる必要があろう。

(2) 「社会経済学」とは何か

前者の「社会経済学的財政学の立場を志向」する点については、「はじめに」で述べたように、「社会経済学的財政学」という財政学の立場を掲げたのは本書が初めてのことであろう。その意味で本書は記念碑的な文献となろう。この場合、「社会経済学とは何か」が問題となる。

ソ連・東欧社会主義の崩壊以降、大学のカリキュラム改革の中で、マルクス経済学系の経済理論科目の名称変更が行われ、マル経原論については「社会経済学」という名称が用いられることがあった。それはたんなる名称変更として行われたこともあれば、内容自体の変更を伴うものもあったようであるが、いずれにせよ「社会経済学とは何か」が問われることになった。

これまでのところ、社会経済学の定義には大きく2つのものがあるようだ。1つは、「社会経済学=マルクス経済学」という定義である。例えば、大谷禎之介氏は次のように定義されている。

「社会経済学 (political economy) に含まれるのは、古典派経済学の本流と、それを引き継ぐ流れ、とりわけマルクス経済学である。社会経済学は、労働価値説にもとづき、現代の社会を、歴史的に形成された経済、政治、法、倫理、社会的意識、等々の複雑に絡みあった一つの総体として捉え、この総体の土台をなしている経済構造を、対社会的諸側面との密接な関連のもとで解明しようとする⁵⁹⁾」

もう1つは、「社会経済学=反主流派経済学の総称」とする定義である。例えば、角田修一氏は次のように定義されている。

「『社会経済学』という名称は、……18世紀末に発生し19世紀に確立した“political economy”のことであり、これまで『政治経済学』とされてきたものを訳し直しています。これは、日本では『政治』が狭く解釈されることが多く、しかも高校教科に『政治・経済』があることで、学ぶものにある種の先入観や固定観念がある点を配慮しました。／また、現在の経済学の世界では、社会経済学は主流派経済学への挑戦者であり、マルクス学派、ラディカル派、新旧制度学派、ケインズ学派、進化経済学など、様々な流れを包括するだけでなく、既成の経済学をのりこえていくチャレンジ精神を必要としています。⁶⁰⁾」

このように、社会経済学の定義には、マルクス経済学と同一とする定義（便宜上「大谷定義」と名づけておく）と、主流派経済学（新古典派経済学）への挑戦者の総称とする定義（同様に「角田定義」と呼んでおく）の2つがある。

では、内山氏は「社会経済学」をどちらの定義で理解されているのであろうか。内山第1論文では、「『社会経済学』という表現にこめる内容は学者によって違いがあるが、私は『マルクス・資本論の経済学をベースとした体制批判と克服の経済学』とみなしている⁶¹⁾と述べられ、かつ「社会経済学 (マルクス経済学⁶²⁾」と書かれているので、基本的に大谷定義で理解されているようだ。

しかし、本書の中には「社会経済学的財政学 (または財政社会学⁶³⁾)」と一括りに書かれた文言もあり (括弧内の「または」が「および」の意味なのか、「すなわち」の意味なのか判然としない)、角田定義のようにも解釈でき、明確でない。

(3) 日本財政学界の現状評価について

この点はじつは本書における日本財政学界の現状評価にもつながってくる。

かつて佐藤進氏は日本の財政学研究の状況を「伝統的財政学」「近代経済学的財政学」「マルクス経済学的財政学（財政学批判）」という3つの学派の競争的發展として描かれたことがある。⁶⁴⁾

それに対し、本書のプロローグでは、「世紀末最後の10年に様相が変わり、財政学は2つの流れとなってきた。1つは主流派経済学をベースとする公共経済学的財政学である。……他の1つは社会経済学的財政学（または財政社会学）である。……重要な方法上のちがいがあながらも、両者の間に相互の交流、批判がはじまっ⁶⁵⁾」と書き、3派鼎立から2派對立への変化として現状を描いている。

ここで、「社会経済学＝マルクス経済学」という大谷定義であるなら、社会経済学（マルクス経済学）的財政学は「財政社会学」ではないので、上記の記述は主流派経済学的財政学、社会経済学的財政学、財政社会学の3学派の鼎立を述べたものとなる。⁶⁶⁾ 他方、「社会経済学＝反主流派経済学の総称」という解釈するなら、社会経済学には財政社会学も含まれることになるので、現状は主流派経済学的財政学と社会経済学（反主流派経済学）的財政学の2学派の並立ということになる。本書はいったいどちらで捉えているのであろうか。

もっとも、このような「レッテル貼り」にも似た議論は内山氏や本書の他の執筆者の意図するところではないであろう。「現代財政5大機能」論などに見られるように、社会経済学（マルクス経済学）の立場にたつにせよ、主流派経済学や財政社会学の研究成果を積極的に摂取しなければ、社会経済学（マルクス経済学）的財政学といえども生き残れないというのが内山氏たちの本来の考えであると思われるからだ。また、「経済効率性を過度に重視する」⁶⁷⁾ 主流派経済学の「小さな政府」論に基づく経済財政改革（いわゆる「構造改革」）に対抗する上で、社会経済学（マルクス経済学）的財政学と財政社会学は協同関係を取り得るし、発展させる必要があるという考えをもたれており、「社会経済学的財政学（または財政社会学）」という表現もそのような協同関係の意味のものであるようだ。とはいえ、概念は概念として明確にすることが必要である。

第4節 「財政民主主義8原則」論について

(1) 本書の財政民主主義論

本書は、プロローグ「現代財政へのアプローチ」の第3節で予算、予算原則を説明したあと、財政民主主義を「一人一人の国民にとって瞳のように大切なもの」⁶⁸⁾と述べ、「財政民主主義の現代的諸原則」として8つの原則を掲げ、「現代の財政活動は財政民主主義の新しい課題に応えることを求められている」⁶⁹⁾と書いている。

ここで、財政民主主義の8原則とは、「手続き・ルールの3原則」として、①財政処理の議会優位と国民の多数意思尊重の原則、②財政全般の情報公開と説明責任、③財政過程への参加と直接請求の原則、「内容・実質の5原則」として、④公正と効率の原則、および両者の統一的追求の原則、⑤生存権・生活権の最大限追求の原則、⑥地方自治・地方分権の財政的保障の原則、⑦平和主義と平等互惠の国際協力の原則、⑧環境権の尊重、地球環境保全責任の原則、のことであ

る。

本書は、財政民主主義が「国民財政主義」(財政が国民全体の意思と利益にかなうこと)と「議会中心財政主義」(議会を財政に関する最高機関とすること)という2つの柱から構成させるとし、「市民革命期や19世紀の安価な政府の時期には、『国民議会による租税協賛、予算決算の承認』という財政運営の民主的ルールという側面が強く、『議会による政府の課税権の制限や予算統制』に力点があった。ところが現代では一方で生存権が憲法上の権利となり、他方で政府の活動が多様化して大きな財政が形成されると、財政民主主義の新しい課題が登場する。すなわち、生存権を経済的に保障すること、さらに浪費や非効率、官僚主義を排除するという課題である⁷⁰⁾と述べて、財政民主主義が「議会中心財政主義」の1つの柱から「議会中心財政主義」・「国民財政主義」の2つの柱へと展開してきたことを示して、8原則の提示に至っている。

このように、財政民主主義を「現代財政へのアプローチ」の方法として据え、「一人一人の国民にとって瞳のように大切なもの」と位置づけ、「国民財政主義」と「議会中心財政主義」という2つの柱を掲げ、「手続き・ルールの3原則」と「内容・実質の5原則」の8原則によって構成されるとして「財政民主主義の現代的諸原則」を内容づけたことは、本書が財政民主主義論の現代的発展を目指したものとして高く評価できることである。

(2) 日本財政学における財政民主主義論の展開

私がこのように本書を評価する背景として、これまでの日本の財政学における財政民主主義論の歴史を振り返っておきたい。

第1節で整理したように、日本の財政学に初めて財政民主主義論を正面から据え、民主主義財政思想を奏でたのは、「大正デモクラシーの子」大内兵衛氏の『財政学大綱』(1930~31年)であった⁷¹⁾。

大内氏は『財政学大綱(上巻)』の第1編に「財政制度における立憲主義」をおき、吉野作造やジェームズ・ブライスの近代民主主義論を紹介しつつ、「理想的には支配意思が直ちに被支配者の意思であり、また反対に被支配者の意思がそのまま支配意思とならねばならない」が、実際には「国民多数の意思が政治的に暢達しないと云う事実」があり、「デモクラシーの煩悶」を生じていると言う。そして「財政に関する立憲主義」の「原則」として、①「租税の賦課、公債の募集等いやしくも国民の経済的負担となるもの、他方においては国民のためにする国家の経費の支出は、すべて議会の協賛を経べし」、②「右の所謂協賛は議会なる場所において予算なる一つの形式的文書によって之を為すべし」、③「議会の構成が二院なるときは民選の議会を特に重視すべし」という3つの原則を掲げ⁷²⁾、それらが近代民主主義の発展の所産であることを強調しつつ、そうした「財政上の立憲主義」が形骸化されている「現状」を説明するのである。

重森曉氏が評するように、「大内財政学は、財政民主主義の問題を正面にすえ、古典派からマルクスに至る経済学の成果を駆使しながら、財政の現実を批判的に分析するという、まさに民主主義財政思想の源流をなすものであった⁷⁴⁾」。

1947年に東大に復帰した大内氏の財政民主主義論はその後も東大系の財政学者に受け継がれていく。

例えば、武田隆夫・遠藤湘吉・大内力『近代財政の理論』(初版1955年)では、「財政における

民主主義も、資本主義の自由主義段階において、それに対応した形態としてもっとも典型的にあらわれる」として、その「基本的な原則」を4点、①「租税の賦課、公債の発行など、直接間接に国民に経済的負担を負わせる政府の行為は、議会の承認をえた法律によらなければならない。そのばあい、とくに租税は、国民全体から平等に徴収されなければならない、免税特権はみとめられない」、②「国の歳入・歳出は、あらかじめ予算書なる形式的文書に記載して議会に提出し、議会の必要なる修正と承認をえなければならない。そのばあい、歳入のほうは上述のように法律にもとづいてなされるから、予算はたんなる見積もりにすぎないが、歳出のほうは、爾後政府を拘束し、政府はその定めるところによってのみ歳出をなしうる」、③「歳入・歳出の結果は、決算書なる形式的文書に記し、議会に提出し、審議と承認をえなければならない」、④「議会在二院よりなるときは、下院が予算審議上優先権を与えられる」、を掲げる⁷⁵⁾。ただし、後進資本主義国では、「この財政における民主主義も不徹底な形でしか実現されない」し、帝国主義段階になれば「ファシズムのような形で民主主義の基本的な要求が全面的に否定され、独裁制はあらわれてくることもある」と述べて⁷⁶⁾、財政民主主義を段階論的に展開する。

また、佐藤進『財政学入門』（1983年）では、「財政民主主義の諸原則」として、①「財政負担は議会在法律を通して確定する（歳入法定・租税法定の原則）」、②「議会在歳入・歳出予算を審議承認する（予算承認の原則）」、③「議会在決算を審議することにより、政府の予算執行を監督する（決算審議・予算執行監督の原則）」、④「議会在二院よりなるときは、下院（衆議院）が予算先議権と議決に関する優越権とをもつ（下院優越の原則）」を掲げるとともに、その「限界」として、(a)持てる者と持たざる者の不平等の拡大、(b)不適切な選挙区割りや多年にわたる任期などによる金権支配、(c)官僚機構の肥大化と行政府の優位、(d)経済政策機能の重視による議会議権の行政府への一部移譲（授権）を指摘し、財政民主主義の形骸化について説明している⁷⁷⁾。

さらに、神野直彦『財政学』（2002年）では、「財政民主主義」として、①「租税や公債など、国民に貨幣的負担を負わせる政府の行為、およびその前提となる経費支出については、議会の議決を通じて国民の承認を得ることとする」、②「歳入および歳出は、予算という形式の文書にして議会の承認を得なければならない」、③「歳入および歳出の結果は、決算という形式の文書にして議会の承認を得なければならない」、④「議会在二院制をとる場合、国民の意思を寄り代表する院に優先権が与えられなければならない」という4点を掲げ、このような財政をコントロールする手続きが必要となるのは、「被支配者が本源的生産要素を私的に所有するようになり、支配者が本源的生産要素を所有しない『無産国家』が形成されているからであると説明する⁷⁹⁾。

すなわち、「市場社会では、被支配者が支配者となるという民主主義が建前となっている」のであるが、「被支配者が支配するためには、予算という手続きによって被支配者の合意を得て、財政を運営して、社会統合を果たすという支配行為を遂行しなければならない」と言う⁸⁰⁾。しかし、近代市民社会では、「議会在には『財産』と『教養』のある『市民』という被支配者の一部の代表しか、参加していなかった」ので、「議会在に反映される利害に、同質性が存在」し、「議会在における利害調整は容易に実行可能」であったが、制限選挙から普通選挙に変わった現代の「大衆民主主義」においては、「大衆と表現されるあらゆる被支配者が統治に参加する」ようになり、「分裂した多元的利害」の調整が困難になって、「議会在が予算を通じてコントロールできない領域が、急速に拡大していくことになる⁸¹⁾」と解説している。

神野氏の「市場社会では被支配者が支配者である⁸²⁾」という文章は、大内兵衛氏の「理想的には支配意思が直ちに被支配者の意思であり、また反対に被支配者の意思がそのまま支配意思とならねばならない⁸³⁾」という文章を想起させるものである。

総じてみれば、東大系の財政学の財政民主主義論は形式・手続き面あるいは民主主義の本質論を重視して展開されてきたといえる。

(3) 島恭彦氏と池上惇氏の財政民主主義論

これに対し、京大系の財政学は財政民主主義の内実を豊富化しようとしてきた。

島恭彦『財政学概論』(1963年)は一番最後に第6章「予算論」をおき、とくにフィスカル・ポリシー論からの予算制度改革論(資本予算論や事業別予算論)を取り上げ、それらが「国家(財務行政)の権力的性格を無視して、国民経済と財政との調和を実現しようとしている」と批判して、「予算や財務行政に対する民主主義の原則や要求(財政の公開、『安価な政府』、健全財政等)は、現代でもその意義をうしなっていない。民主主義の原則や要求を無視した、予算制度の経済主義的な改革論は、結局国民のコントロールしえない国家権力の拡大と経費の膨張をまねくであろう⁸⁴⁾」という文章で同書を締めくくっている。

このように、63年『概論』は「財政と国民経済との調和を前提として政策論をたてるようなフィスカル・ポリシー論⁸⁵⁾」に対する批判を最後まで一貫させたのであるが、財政民主主義論そのものの独自の展開はあまり見られない。この点は島財政学の後継者である池上惇氏によって展開されることになる。

池上氏は『財政学』(1990年)の中で、①「住民代表による課税同意の権利」、②「納税者は職業、身分などによって差別されない」、③「議会による予算の審議・決定の権利」、④「行政機構による予算の執行を議会や住民が監視し、議会が内閣の作成した決算書を承認する権利、など」を掲げ、「これらの権利は財政民主主義と呼ばれている」と述べて、財政民主主義を「権利」として説明する⁸⁷⁾。

池上氏の財政民主主義論の特徴は、(a)こうした権利としての財政民主主義が実現する人権の内容、(b)その担い手である国民の発達過程、(c)そうした財政民主主義を保障するための諸条件、という3つの要素を重視し、現代的状況に合わせて内容を豊富化したところにあるといつてよい。

(a)の財政民主主義が実現する人権については、「自然権、社会権、政府からの自由権(官僚制への批判)、これらを踏まえて『新社会権』の検討が求められる⁸⁸⁾」と主張する。ここで、「新社会権」とは、「国民の自然権を保障するために財政憲法を納税者が制定して政府の課税権を制限する権利を基礎とする。そのうえで、社会権としての国民の生存権を保障して公正な競争の条件を整備すること、産業技術や情報技術の発展に対応した国民の環境権・知る権利などの新しい人権をふまえつつ、『民主主義的で、効率性の高い公共部門』をつくる権利を国民が持つことなどを内容とする⁸⁹⁾」と説明している。

(b)の財政民主主義の担い手については、国民(納税者)を「学習人」と想定し、「社会におけるコミュニケーションがインフラストラクチャーの整備によって促進される場合には、学習が自己実現の欲求と結びついているので‘財政を正義の視点から制御しうるルール’が絶えず創り出される⁹⁰⁾」と述べている。

(c)の財政民主主義の条件については、「財政民主主義の2つの基本的要件」として、①「あらゆる関係者のあらゆるレベルでの意思決定過程への参加と自己を実現するうえでの欲求の表示」、②「事実の分析や科学的根拠のある、説得力をもつ専門家の判断とそれを受容しうる関係者の共通の知識や人間性」をあげている⁹¹⁾。これらは公共的意思決定における社会的評価（社会的費用と社会的便益の比較・評価）の重要性⁹²⁾、および社会的評価における公務員（公務労働）の専門性の役割を重視したものである⁹³⁾。

なお、『財政学』の6年前に著された『管理経済論——人間による国家・資本・環境の制御——』（1984年）では、「市民革命以来の科学的伝統」をふまえた「『安価な政府と財政民主主義』の諸原則」として、①「官財癒着の基礎となっている政治資金と『天下り』の規制、高級公務員と財界団体の特権排除、首相への過度の権限集中の規制と各種審議会・行政委員会における公選制などの考慮」、②「国民の労働、生活、政治への参加を促進しうる発達保障制度の確立、とくに就業権の保障、労働時間短縮、最低賃金制、教育と福祉の体系的整備、そのための中・下級公務員の待遇改善、官僚的セクショナリズムを克服した総合的行政の確保」、③「エネルギー部門、交通部門などを中心とした国公有企業の拡充と議会制民主主義、労働者、消費者参加による企業財政運営の民主化」、④「地方自治制度の確立を保障しうる国と地方の財政調整制度の強化、自治体の課税権と反独占課税による福祉財源の充実」、⑤「国と地方の双方における租税民主主義の徹底、キャピタル・ゲインなど不労所得への重課と勤労所得への軽課、一般消費税など間接税の排除と所得税中心の累進課税の発展、不公平税制の是正等々」を掲げ、そうした「財政民主主義を保障する条件」として、①「国会自体が国の収入と支出について完全に知りうる立場にあり、予算に基づいて行財政を執行する行政組織と公務員が、国民全体の奉仕者として業務に専念できる条件があること」、②「公開される予算書がすべての国民に理解され、議員選挙のさい公正な判断が下せるよう国民の生活が安定し、教育、文化が保障されていること」を指摘し、「公正な公務執行者と、人間としての発達を保障された主権者＝国民（納税者）というものがなければ、完全な財政民主主義はなりがたい⁹⁴⁾」と述べている⁹⁵⁾。

(4) 重森曉氏の財政民主主義論

島・池上両氏の民主主義財政思想と財政民主主義論は、重森曉氏によって整理され、内容の充実が図られた。

重森氏は『Basic 現代財政学』（初版1998年、新版2003年）の中で、「民主主義の視点からみた現代財政の課題は、財産権に基礎をおく近代財政民主主義、生存権に基礎をおく福祉国家型財政民主主義を超えて、財政運営の主人公としての国民の自治権と発達権に基礎をおく財政システムをいかに構築するかにある⁹⁶⁾」と述べ、「わが国の場合には、国民の自治権・発達権にもとづくポスト福祉国家型財政民主主義の実現をめざすというだけでなく、それと同時に、近代財政民主主義の実質化、福祉国家型財政民主主義の保障といった、他の先進諸国がすでに通過してきた課題をも含めて、財政民主主義をめぐる三重の課題をこれから達成しなければならない⁹⁷⁾」と述べて、財政民主主義の発展を〈近代的財政民主主義—福祉国家型財政民主主義—ポスト福祉国家型財政民主主義〉の3段階・3重の過程として整理されたのだった。

このうち、近代的財政民主主義については、①「国民の租税負担は議会が法律を通して確定す

る(租税法律主義)」、②「議会在歳入・歳出予算を審議し承認する(予算制度)」、③「議会在決算を審議し、政府の予算執行を監督する(決算制度)」、④「議会在二院からなるときは、下院が優先権をもつ(下院優先)」という4原則を示すとともに、「しかし、このような財政民主主義の枠組みはともかく、財政の国民の意思にもとづくコントロールという実質的内容が、ただちに実現されたわけではない。なぜなら、国民の間には財産をもつ者とそうでない者への分裂と対立があり、財政は、少数の大財産所有者たちの支配のもとにおかれる場合が多かったからである」とし、「そのような中で、議会による財政へのコントロールは空洞化し、一部の政治家と官僚による運営が支配的となった」と近代的財政民主主義の形式と実質の乖離を描かれる。

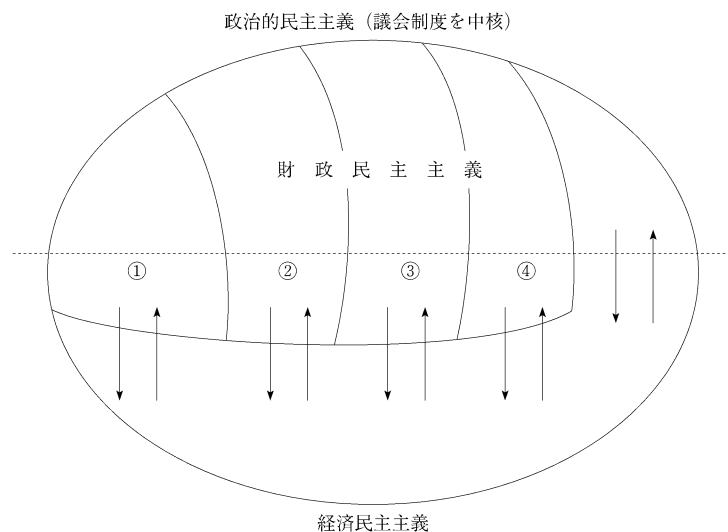
そしてこのような近代的財政民主主義は、ロシア革命と国民の様々な社会運動を背景に形成された福祉国家によって、その枠組みを基本的には残しながらも、民主主義の内容が「財産をもち税金を支払う人々の納税者主権から、財産をもたない人々をも含むすべての国民の生存権」に基礎をおくことになると言われる。

しかし、福祉国家型財政民主主義は、福祉国家型財政運営が「経費の急激な膨張、財政システムの複雑化と議会によるコントロールの空洞化、国民負担の増大、財政赤字の拡大と公債利払負担の増大、歳入の集権化と歳出の分権化による中央集権的・官僚的統制などの弊害」を露呈することによって限界と危機に陥る。その原因は「福祉国家の理念そのものの中に」あり、「福祉国家は国民の生存権を保障することをその目標に掲げたが、国民はあくまで生存権を保障される対象、すなわち、住宅・年金・医療・教育・福祉などの公共サービスを受ける対象でしかなく、自らその能力を発揮して財政運営に参加し、学習しながら自治能力と政策能力を高め、人間的発達を遂げていく主体的存在としては位置づけられなかったからである」と説明される。そこで、ポスト福祉国家型財政民主主義では「財政運営の主人公としての国民の自治権と発達権を基礎」におくことが課題となるのである。

このように、重森氏が財政民主主義の歴史的発展過程を〈近代型—福祉国家型—ポスト福祉国家型〉として描き、その現代的あり方を示されたことを高く評価できる。ただ、「財政民主主義の原則」としては近代型しか与えられず、福祉国家型とポスト福祉国家型については提示されていない。

ただし、日本における「財政民主主義実現への4つの方策」として、①「予算編成および審議における国会の機能と権威を高めること」、②「38にもものぼる特別会計の削減・縮小、11ある政府機関の整理・統合、100を超える特殊法人の整理・削減を図ること」、財政投融资計画の「運用実態に関する情報開示を全面的に進め、国会による実質的審議と国民による監督・監視が行われる」ようにすること、③「年金・医療・教育・保健等のナショナル・ミニマム保障に関わる国の責任を明確にしつつ、行政権限と財源の地方委譲すなわち地方分権化を進めること」、また「財政運営に対する市民参加を促進」し、「行政組織と民間の非営利・ボランティア組織の地域におけるネットワーク形成を通して、国民の自治的財政運営能力を高めていくこと」、④「対米関係における財政自主権の回復を図るとともに、対等平等・平和的なアジア太平洋地域における相互交流・協調関係を作り出すこと」を掲げており、それらが財政民主主義の現代的諸原則の内容を形成するであろうと推測される。

図表6 内山昭氏の財政民主主義論の概念図



- ①租税民主主義
 - ②支出の民主主義
 - ③公債の民主主義
 - ④財投、政府機関、特殊法人の民主主義
- （※自治体の財政民主主義は①～④と複雑な関係をもつため、除外してある）

（出所） 内山昭「日本の財政民主主義は再生できるか」『労働総研クォーターリ』第25号，1997年，3頁。

（5）内山氏の財政民主主義論の特徴

内山編『現代の財政』が掲げた「財政民主主義の現代的諸原則」は、〈近代型—福祉国家型—ポスト福祉国家型〉の三重で構成される財政民主主義を「現代的諸原則」として整理・豊富化したものといえる。もっとも、本書では「8原則の詳しい説明は省く」とされてしまったのであるが、内山氏は論文「日本の財政民主主義は再生できるか」（以下「内山第3論文」と呼ぶ）の中で財政民主主義論を詳しく展開されている（同論文は『Basic 現代財政学』初版刊行の前の年に発表されたものである）。

内山氏の財政民主主義論の第1の特徴は、財政民主主義を政治的＝議会制民主主義、経済民主主義、そして社会生活の民主主義と関連づけていることである。内山氏は図表6を掲げながら、次のように述べている。

「財政民主主義は政治的＝議会制民主主義と表裏一体の関係にある。またそれが人権や公正な社会システムを経済的に支える役割を担っていることから経済民主主義の重要な一部であり、さらに家族や男女関係など社会生活の民主主義とも深く関わっている」¹⁰⁸⁾。

第2の特徴は、財政民主主義を「国民財政主義」と「議会中心財政主義」の2つの柱からなるとするとともに、財政分野別に、「①租税民主主義、②支出の民主主義、③公債の民主主義、④財投、政府機関、特殊法人の民主主義、⑤自治体の財政民主主義」によって構成されるものと把握していることである（図表6参照）。

このうち、①の租税民主主義については、「議会の租税協賛権は憲法上、租税法律主義（84条）

として規定され、政府の課税権行使は議会が決定する法律にもとづかねばならない。これは国民が課税の方法＝租税の種類と税額に同意する形式であり、国民の租税同意権を基礎としている。租税民主主義のこの核心は、財政民主主義の原風景である」という説明があるが¹⁰⁹⁾、③の「公債の民主主義」については、財政法第4条による公債発行の歯止めや「巨額の利子支払のもつ非民主性」を指摘するにとどまり¹¹⁰⁾、②と④⑤についてはほとんど説明がない。ただし、②の「支出の民主主義」については「財政民主主義8原則」の中の「内容・実質の5原則」が対応するものと考えられる。

(6) 「財政民主主義の現代的8原則」の内容

内山氏の財政民主主義論の第3の特徴は、「財政民主主義の現代的諸原則」として8つの原則をあげ、それを「手続き・ルールの3原則」と「内容・実質の5原則」に整理し、「ルールと内容という両面が不可分一体の関係」にあることを強調したことである。すなわち、「原則」論として整理されたことである。内山編『現代の財政』では省かれた「詳しい説明」を内山第3論文からの引用で補っておこう。

まず、「手続き・ルールの3原則」とは、①財政処理の議会優位と国民の多数意思尊重の原則(憲法第7章、第83～91条)、②財政全般の情報公開と説明責任(accountability)の原則、③財政過程への参加と直接請求の原則、という3つの原則のことである。

①の「財政処理の議会優位と国民の多数意思尊重の原則」については、次のように説明されている。

「これは憲法が定めている国民財政主義と国会中心財政主義を体現する原則である。政党、国会議員と国民との関係が地元や業界への利益誘導で結ばれるのではなく、選挙での公約や公表した政策で結合するように変えていく必要がある。政党や議員は整合性があり、実現可能な政策を提案する責任があるし、国民の諸階層や団体の側は権利にもとづいた正当な根拠のある要求を提出するとともに、政策の理解力、判断力を高める不断の努力が求められるということである。」¹¹²⁾

②の「財政全般の情報公開と説明責任の原則」については、次のように説明されている。

「自治体の一部にはすでに積極的な情報公開条例が制定(96年10月までにすべての都道府県、市町村は289自治体、全体の8.9%)されているが、国レベルの情報公開法はまだ制定されていない。財政情報に関してはその開示だけでは不十分であり、『説明責任の原則』を具体化する手法とシステムの開発が不可欠である。というのは現在の財政活動は多岐にわたり、その規模が肥大化しているだけでなく、その仕組みがひどく複雑化しているために、専門的知識なしに実情を把握することが難しいからである。したがって財政情報の公開は、多くの場所で多くの人々が理解しやすい形で行う必要がある。さらに行財政の広報担当者が各地で直接説明するほか、各省、各地方局単位で行政機関から独立した財政の解説のできるオンブズマン的制度の創設を図るのである。」¹¹³⁾

③の「財政過程への参加と直接請求の原則」については、次のように説明されている。

「財政過程への参加は利益団体、圧力団体が族議員をや特定の関係のある政治家を介して行うのではなく、公式公開のルールで道理ある根拠を示しつつ、社会的な共感と支持を得る努力の下に行うべきものである。」¹¹⁴⁾

次に、「内容・実質の5原則」とは、④公正と効率の原則、および両者の統一的追求の原則、

⑤生存権・生活権の最大限追求の原則（憲法第25条）、⑥地方自治・地方分権の財政的保障の原則（憲法第8章、第92～95条）、⑦平和主義と平等互惠の国際協力の原則（憲法第2章戦争の放棄、第9条）、⑧環境権の尊重、地球環境保全責任の原則、という5つの原則のことである。

④の「公正と効率の原則、および両者の統一的追求の原則」については、次のように説明されている。

「政府の経済や国民生活に対する影響力が著しく増大し、租税や社会保障負担が高い水準になっている現在、『市場の失敗』と『政府の失敗』の同時的打開が経済政策の焦点となっている。つまり政府は、公正＝所得分配の不平等是正だけでなく、効率＝市場原理の活用の両者を同時に追求しなければならないのである。公正と効率はトレードオフ（二律背反）の関係にあることが多い。しかし一方で公正追求と効率追求の分野を合理的な基準で仕分けし、他方で福祉や教育の分野では社会的セクター（非営利団体、協同組合など、一部は公的責任があり、一部は市場原理を活用するセクター）の設定によって、両者を統一的に追求できる手法とシステムをつくり出すということである。¹¹⁵⁾」

⑤の「生存権・生活権の最大限追求の原則」については、次のように説明されている。

「これまでの社会権的生存権、教育権は、国民の国家に対する給付請求権という意味合いが強く、給付、サービスの提供に関する意志決定は政府が行い、決定過程への国民の参加や選択の自由はきわめて限られていたといえる。つまり政府が『与える福祉』『与える医療』『与える教育』であった。しかしそれだけでは全く不十分であって、生存権、教育権に自由権的な要素、具体的には医療におけるインフォームド・コンセント（説明をうけ自己決定する権利）、施設福祉か在宅福祉かを選択する権利（どちらを選択しても不利にならない条件整備が前提）、教育における知る権利などを不可分の構成部分として追加しなければならないのである。これを現実のものとするために、¹¹⁶⁾財政は最大限その経済的保障と施設条件の整備を行うということである。」

⑥の「地方自治・地方分権の財政的保障の原則」については、次のように説明されている。

「地方自治の本旨は第2次大戦後、憲法に明記され、日本国家の不動の原則となったが、大量の機関委任事務や財源のコントロールなど政府の行財政措置を通じて強い制約をうけてきた。しかし90年代に入って地方分権推進法（1995年）が制定され、抜本的改革案が検討中である。この背景には経済のグローバル化とポスト福祉国家に対応して、国家活動全体を見直す動きがあり、地方分権はその一環である。一方では効率化の過度の重視を克服し、他方では地域間の経済力、財政力の不均衡、農業、森林などの自然環境保全の財源の問題を解決しながら、自治の実体化を可能にする税財政システムの構築が求められている。¹¹⁷⁾」

⑦の「平和主義と平等互惠の国際協力の原則」については、次のように説明されている。

「防衛費、国防費のあり方は国の外交政策、国防政策に規定されるとはいえ、わが国では両者とも憲法第9条に照らして違反ないし大きく逸脱している。沖縄のそれをはじめとする米軍基地の存在とそれに要する財政負担についても同様である。加えて軍事関係の負担は経済や国民生活に対する負の経費であるにもかかわらず、現在防衛費（96年度予算4兆8455億円、後年度負担3兆440億円）は大きくなりすぎている。当面の対応としては、その大幅な削減・縮小計画と配分基準の策定を進めることである。／ODA（政府開発援助）や借款を中心とする国際協力財政には、使途不明瞭性、必ずしも現地の意向に沿っていないこと、軍事独裁政権のテコ入れや日本の多国籍

企業のインフラ整備に利用されているといった問題がある。これらを解消・是正しうるシステムや配分基準の改善を図るとともに、技術者、教師、医師の派遣など人的協力を格段に強化する必要がある。日本の経済力からみて、非軍事的平和的な国際貢献である ODA (96年度 1兆1452億円)、借款の規模は更に拡大すべきであり、防衛費の削減と一体的に行えば決して困難ではない。日本の経済力が多くの発展途上国との相互依存関係に支えられていることをふまえれば、それは政府と国民の責務だと考えられる。¹¹⁸⁾」

⑧の「環境権の尊重、地球環境保全責任の原則」については、次のように説明されている。

「この原則は環境に対する国内のおよび国際的責務と両者の不可分性を表している。そのポイントは政府が国民の環境権を尊重して自然的社会的な環境保全の増進につとめるべきであること、政府と企業、国民がそれぞれ地球全体の環境保全に対する責任があり、財政的に積極的に貢献をしなければならないことにある。すでに国際的には、環境保全方の税財政システムの構築が課題となっている。わが国ではまだ立ち遅れている排ガスの総量規制や、環境保全とその財源手段としてヨーロッパで実施されている環境税(炭素税、排出税など)導入をまず実現すべきである¹¹⁹⁾う。」

(7) 財政民主主義に立脚した財政改革論

そして内山氏の財政民主主義論の第4の特徴は、以上のような財政民主主義論に基づいて、財政改革論を展開していることである。

本書エピローグ「自立と連帯を支える財政」では、今後の政府と財政のあり方として、「積極的政府」という立場を打ち出している。それは「2つの内容」をもつ。第1は、「資本主義市場システムが不可避的にもたらす多様な問題(市場の失敗)に対処するために、政府や財政の役割は大きくならざるを得ない」が、「財政の非効率・官僚主義(政府の失敗)を徹底的に排除」すべきであり、「財政における公正と効率が両立できる『積極的政府』を実現しなければならない」¹²⁰⁾こと。第2は、政府でも民間でもない「第3の社会的セクター」を最大限活用すること。「必要不可欠なものを除いて政府が公務員や国営企業を通じて直接サービスを提供するのではなく、社会的な組織や団体(福祉や保健医療、教育文化の組織、NPO、NGO、協同組合など)にゆだね、政府は財政負担によって責任を果たしつつ、非効率や官僚主義の排除を図る」¹²¹⁾と説明している。

このような「積極的政府」の財政は「自立と連帯を支える財政」であり、その内容として、①すべての人々に「機会の平等を最大限保障するとともに、自立できるソフト、ハードの条件を整えること」、②「所得再分配という財政の機能を高度に行うこと」、③発展途上国の人々との「自立と連帯」、「具体的には途上国の経済社会開発に対する経済的人的支援と平和的な手段による世界の安全保障への自主的貢献を強める」こと、④「自然環境と地球全体の環境保全に対して財政的な費用と責任の分担、そして多様な手段による積極的な貢献を行うこと」¹²²⁾が掲げられる。

そして最後に、「財政活動の役割は高まりこそすれ、低下することがないと同時に、財政赤字や高い負担という財政問題を避けて通れない」、「国の主権者として、また地球市民の一人として」¹²³⁾財政や財政問題に関心を持ち続けることが期待されると述べている。

(8) 「内山財政民主主義」論の意義と課題

以上のように、内山財政学における財政民主主義論は、①政治・経済・社会の各民主主義と関連させながら財政民主主義を捉え、それを、②「国民財政主義」と「議会中心財政主義」という2つの柱、③租税・支出・公債・財投等・自治体の各民主主義という5つの構成分野、④「手続き・ルール」の3原則と「内容・実質の5原則」という8つの「現代的諸原則」に整理し、⑤それらに基づく「自立と連帯を支える財政改革」論を提示している点で、財政民主主義論を現代的に発展させたものとして高く評価したい。

ただし、前述のように「支出の民主主義」「公債の民主主義」「財投等の民主主義」「自治体の財政民主主義」など説明が十分展開されていないところもある。とくに内山編『現代の財政』では、財政民主主義論の「詳しい説明は省く¹²⁴⁾」として展開されないで終わっていることは惜しまれる。前掲図表1の「現代財政論の概念装置と諸概念の連鎖」をみれば、「大きな政府の要因」については第1章、「現代財政の機能」については第2章で扱いながら、その間におかれた「財政民主主義の原則」に1つの章が与えられていないのは、財政学体系としては不十分である。また、なによりも予算論（予算原則・予算制度・予算過程・予算改革）が章建てされず、十分展開されていない。本書改訂の機会があれば、財政民主主義論の充実と予算論の展開を希望したい。

第5節 「現代財政5大機能」論について

(1) 現代財政の5大機能

本書は第2章第1節で「現代財政の5大機能」として、①資源配分機能、②所得再配分機能、③経済安定機能、④環境保全機能、⑤権力的機能、を掲げている。このうち①～③は、いうまでもなくリチャード・A・マスグレイブ『財政理論¹²⁵⁾』によって体系化された「財政3機能」論に対応するものである。

マスグレイブの財政3機能論は通常、次のように説明されている。

「財政学の体系については、R. A. マスグレイブの『財政理論』（1959年）において一応の総括を見た。マスグレイブはフィスカルポリシー論にとどまらず、①経済効率上の資源配分、②公正な所得分配、③経済の安定・成長という3つの目標を追求するための財政政策のあり方について、ケインジアン¹²⁶⁾の考え方や厚生経済学の観点を踏まえ、「財政学」として体系的に整理した。」

『財政理論』以降、財政3機能論は財政学教科書において必ずといってよいほど記述される内容となった。この財政3機能論に対し、内山氏は次のように述べている。

「私はマスグレイブによる3大機能への総括が重要な限界を持つことを留保した上で、その有効性を認め、肯定的立場をとる。重要な限界とは、この総括が国防費、警察費に代表される権力装置の維持及び環境保全活動を資源配分機能に解消する点に見いだす¹²⁷⁾。」

そこで、内山氏は資源配分機能から環境保全機能と権力的機能を「自立」させる。ただし、「自立」の根拠は両機能で異なる。

環境保全機能については、「公共財の一種とすることが可能である」し、「環境破壊が部分的で局地的な現象であるときには、公害の防止というような個別的政策対応が可能であり、資源配

分機能に含めることができた」。しかし、「20世紀後半の経済成長とともに、以降、河川、海、大気、土壌などの汚染、破壊、および地球温暖化が先進諸国全体で、かつ途上国を含む地球規模で深刻化し、人類の生存を脅かしかねない状態」となり、「環境保全は国際的に政府の主要な任務の一つとなり、財政の主要機能の一つとされるに至った」として、¹²⁸⁾環境保全機能を資源配分機能から自立させている。

他方、国防や警察などの権力的機能については、「国家の根源的で独占的な活動」であり、「経済主義」「方法論的個人主義」に立脚する資源配分機能の論理によって「単に市場での供給の困難な公共サービスの1つとみなすだけでは明らかに不十分である」として、¹²⁹⁾資源配分機能から自立させている。

(2) 「現代財政5大機能」論の積極面

内山氏の主張は、従来の3機能論に対しては、財政の環境保全機能や権力維持機能を強調する上で意義があろう。他方、「社会経済学的財政学」の体系に所得再分配機能や経済安定化機能を取り入れようとしている点でも意義をもつであろう。後者について、内山氏は宮本憲一氏や植田和弘氏の見解に対して次のように述べている。

宮本氏は「国家の役割＝機能」として、①「資本主義社会の内外の敵対勢力を暴力的に抑圧し、支配階級を保護し、その社会秩序を安定すること」、②「営業者、とくに資本の生産の一般的共同社会的条件の創設・維持管理」、③「市民、とくに労働者の生活の一般的共同社会的条件の整備」、④「商品・貨幣の流通や信用の対内・対外的な一般的条件の整備」、⑤「資本の本源的蓄積を助成し、独占や土地所有を規制し、資本や労働力の都市集中の基盤をつくり、同時にここから生まれる地域的な諸矛盾を調整するために、地域社会を統一し管理すること」、⑥「環境や資源の管理」の6点があげている。¹³⁰⁾

これに対して内山氏は、「マズグレイブ定式における『所得再分配』や『経済安定』は『資本主義の経済社会秩序の維持』に含めていると思われる。しかし、そうなると大規模な所得再分配や経済安定機能（ビルトイン・スタビライザー、フィiscal・ポリシー）の現代経済における重要性の過小評価にならざるを得ないし、その独自の意義は埋没してしまう」と批判されている。¹³¹⁾

また、植田和弘氏は「公共部門・経費の役割」として、①「人々の生存のための条件を改善し、人間発達のための条件をつくりだすために、インフラストラクチャーを整備すること」、②「社会内の諸階層・諸階級の利害対立を調整し、社会秩序を確立し体制を維持すること」、③「人間活動をエコロジーに調和させる、すなわち自然と人間の共生という課題」、の3点をあげている。¹³²⁾

これに対して内山氏は、「所得再分配は『諸階級の利害調整』に含めるものと思われるが、そのような表現では計量的な分析はできず、再分配の程度の問題は重要性を与えられない。また『社会秩序・体制維持』はソフトハードの多面的な手段で行われているのであり、軍隊、警察、刑務所といった暴力装置や権力機構の独自の役割や、多額の費用を要する活動に適切な評価を与えることができない」と批判されている。¹³³⁾

国民の間の経済格差の拡大が最重要の政治的争点の1つとなり、自衛隊の海外派兵や憲法9条改正の動きが台頭している今日の状況下において、所得再分配機能や権力維持機能を財政の機能として強調することの意義は大きい。

(3) 「現代財政5大機能」論の課題

と同時に、「現代財政5大機能」論は重要で基本的な課題を背負い込まざるを得ない。それは、主流派経済学に基づく財政機能論を社会経済学の中に取り込むには、両者を統一する論理が要求されることである。

例えば、マスグレブ的3機能論のうち資源配分機能論を「経済主義」で「方法論的個人主義」と批判して「権力的機能」を「自立」させている。その批判自体は正当なものであろうが、そうして残った「資源配分機能」を「生産と生活のインフラストラクチャー（一般的共同的条件）の整備、防災、災害復旧、公教育、公的福祉サービスなど」¹³⁴⁾に適用できるとするのは疑問であろう。それらの分野については「経済主義」で「方法論的個人主義」でよいのかと問わざるを得ない。

財政3機能論に対し、従来、社会経済学（マルクス経済学）的財政学は、資源配分機能とくに公共財の議論が物理的属性に基づいた議論であって、歴史的・社会的性格を有する「公共性」を論じ得ないこと、所得再分配機能がいわゆる「貧困化」現象（生活関連社会資本の不足による現代的貧困化を含む）を所得レベルに還元していること、そして経済安定機能が資本主義経済と財政の政策的調和論であること、などを指摘・批判してきた。そうした批判を踏まえながら、社会経済学的財政学が主流派経済学に基づく財政3機能論を取り込むには、それらを包摂する独自の論理が必要となる。

ある意味では、宮本氏の6大機能論や植田氏の3大機能論、あるいは財政社会学に基づく神野氏の3大機能論（①政治システム維持、②経済システム維持、③社会システム維持の各機能）¹³⁵⁾などが、それぞれの論理体系では首尾一貫しやすいであろう。しかし、内山氏はそうした議論を背負いながら、果敢にマスグレブ的3機能論の摂取に挑戦されている。社会経済学的財政学における「現代財政5大機能」の論理構築を期待したい。

第6節 「現代財政の階級性と公共性」論について

(1) 現代財政の公共性と階級性の定義

本書は第2章第2節で「現代財政の公共性と階級性」を解説している。ここで、財政の公共性とは、「財政活動が国民全体の利益に合致し、目先の利益だけでなく長期的にも社会全体の利益に合致すること」¹³⁶⁾、財政の階級性とは、「財政が特定の社会階級やグループに恩恵を与えること」¹³⁷⁾と定義している。

財政の公共性は「財政民主主義を根拠」とし、「財政民主主義は国民主権の財政的な表れ」であり「財政の内容、実質面で公共性を最優先することを求める」と説明する。しかし「財政活動がいつも、また決定的なときに公共的であるわけではない」¹³⁸⁾として、軍隊による「他民族、他国への侵略戦争」、警察による「労働争議や社会運動の弾圧」、特定の大企業や産業のための公共事業、福祉・教育の後回し、高級官僚による産業界・利益団体との癒着・権益維持などをあげ、公共性の外皮の中で「財政の階級性」が表れると述べている。¹⁴⁰⁾

本書は続けて、「しかし現実の経済社会の仕組みや利害関係は大変複雑」であり、「国内的には

企業経営者と従業員の対立や協調、大企業と中小企業の相互依存・対立、都市と農村との相互依存・対立、高所得者と中低所得者との対立」があり、国際的には「日米間、日欧間、欧米間といった先進工業所国間における多面的な相互依存と対立」「先進国・途上国間、日本に即していうと日本とアジア、中央地域などとの相互依存、収奪被収奪の関係」もあり、「現代の公共性と階級性の対抗関係は複雑」であり、「要求の正当性や社会集団の力関係の影響を受けて調整される」と書いている¹⁴¹⁾。

(2) 「現代財政の本質」論への昇華

こうした本書の「現代財政の公共性と階級性」論は、内山第1論文や内山第2論文では「現代財政の本質」論へと昇華されている。

ここでは、「資本制市場社会における諸集団の対立と調整は原理的には資本と労働、現実には大資本と労働者や勤労者の階級、大資本と中小資本、大資本と自営業者層、勤労諸階級間の各対立及び調整として表れ、現実の財政は予算の編成が大筋で大資本の利害に沿い、他方では官僚集団や軍事機構の権益保持に傾斜している¹⁴²⁾」、「現代財政のあり方は、『大資本の経済的支配力(階級性)』『国家の自立性(官僚制。軍事警察機能、議会)』『国民的統合性』という3つの要因によって規定され、その本質は『3つの要因の対抗と調整』の内にある。言い換えると、『大資本の支配力』と『国家の自立性』の対抗と調整(協力)に『国民的統合性』の要請が部分的あるいは決定的な影響力を持つことを通じて、現代財政のあり方(例えば予算)を規定するということである¹⁴³⁾」と説明して、本書の「現代財政の公共性と階級性」の論理に対し、「大資本の支配力」「国家の自立性」「国民的統合性」という要因を加えて「現代財政の本質」にアプローチしようとしているのである。

(3) 「現代財政の公共性と階級性」論の意義と課題

本書の「現代財政の公共性と階級性」については、まず「財政の公共性」という場合の「公共性」の概念をさらに深めることが求められよう。

例えば、二宮厚美氏は公共性の規準として「共同性プラス権利性」をあげている¹⁴⁴⁾。「共同性」とは、「地域の環境保全是住民みんなの利益、地域の子育ては住民全体の願い、暮らしの安全・安心の確保は市民共同の利益、地域固有の歴史と文化は共通の財産等……地域社会の共同業務、市民の共同利益、住民の共通課題等」のことである¹⁴⁵⁾。「権利性」については、「自由・平等の市民権から生存権や労働権といった社会権、さらにアメニティ権やジェンダー・エクイティ、情報プライバシー権まで、現代では大きな拡がりがあるが、これらの人権を一括して保障する課題はいうまでもなく公共的性格をもっている」と説明する¹⁴⁶⁾。

しかし、「社会成員の共同利益があるにしても、現代社会では、それは共同利益としては現れない」。「なぜなら、現代社会では、構成員そのものが互いの利害をめぐって分裂し、競争し、争いあっているからである¹⁴⁷⁾」。そこで、二宮氏は「私利私欲に引き裂かれた社会のなかで共同性を創出するには、構成員が公論の力によって、これを社会全体に押しつけるしかない」として、「公論(public opinion)の形成をつうじた決着」を述べ¹⁴⁸⁾、「公共的言論空間」と市民相互のコミュニケーション関係の重要性を指摘するのである。

また、重森暁氏は、「財産権に基礎をおく19世紀の市民国家型公共性」や「生存権に基礎をおく20世紀の福祉国家型公共性」に対し、「生存権を中心とする社会権にくわえて、自ら地方自治を担い、民主主義的で効率的な公共部門をつくる権利を含めた新社会権に基礎をおき、地域生活者としての市民を主体とする」ところの「ポスト福祉国家における新たな市民的公共性」を論じ¹⁴⁹⁾、マルクスの「社会的共同業務」概念や公務労働をめぐる論争にも触れている。

このような公共性をめぐる近年の議論の成果を踏まえて、「財政の公共性」論を充実させる必要がある。

「財政の階級性」については、久しく「階級の論理」が「市民の論理」に埋没させられてきた下で、「財政の階級性」を強調されたことを評価したい。と同時に、大内兵衛氏の書いた「国民多数の意思が政治的に暢達しない」という「デモクラシーの煩悶」が、現代日本の「大衆民主主義」（「日本型大衆社会」¹⁵¹⁾）において、どのような要因・メカニズムによって現れているかを説明することが求められる。

おわりに

本書を読んでいると、校正の不備が散見される。内容が良くても、つまらぬミスは評価を貶める。重版の機会にはぜひ訂正されたい。

本稿では紙数の都合上、個々の章に触れることができなかつた。財政投融资を扱った第4章（浅田氏担当）のように、複雑な内容を分かりやすく、かつ水準を落とすことなく整理・解説している章などもあり、個々の章に立ち入れなかつたのが残念である。

本書は、内山氏が自ら構想する財政学体系、いわば「内山財政学」を、共通する立場に立つ研究者と協力して作られた財政学教科書である。ただ、「大内財政学」「島財政学」「池上財政学」「神野財政学」等々、個人の名を冠した財政学教科書はやはり1人で書かれるものであり、本書は仮の姿の「内山財政学」にとどまろう。

内山氏には、全編ご自身の手になる真の「内山財政学」を著されることを希望したい。と同時に、日本財政学会など多くの学会で理事を務められ、「社会経済学的財政学」のリーダー的存在である内山氏には、今後ともこのような共同研究によって若手研究者を育成し、研究者間の融和と協同を図りながら、日本の財政学の発展に貢献されることを願っている。

財政民主主義を後退させようとする潮流が徘徊する中で、その現代的発展を目指した財政学教科書を出版することは貴重な事業である。本書が多くの方々に読まれることを望んでやまない。

（2007年3月31日）

注

56) 内山昭編『現代の財政』前掲、5頁。

57) Joseph E. Stiglitz, *Economics of the Public Sector*, 3rd edition, W. W. Norton & Company, 2000, p. 21.

58) 大内兵衛氏曰く、「財政学においても亦批判は一つの学問の方法なのである」（『大内兵衛著作集』

- 第1巻, 前掲, 28頁)。
- 59) 大谷禎之介『図解・社会経済学——資本主義とはどのような社会システムか——』桜井書店, 2001年, 6頁。
- 60) 角田修一編『社会経済学』大月書店, 2003年, 「まえがき」 iii頁。
- 61) 内山昭「現代財政学の新しい体系」前掲, 37頁。
- 62) 同上。
- 63) 内山昭編『現代の財政』前掲, 3頁。
- 64) 佐藤進「財政学研究の30年と若干の展望」『経済評論』1976年6月臨時増刊号。なお, 「伝統的財政学」とは井藤半彌・木村元一・大川政三氏らのグループ(東京商大・一橋大学系)を指す。
- 65) 内山昭編『現代の財政』前掲, 3頁。
- 66) もっとも, 「伝統的財政学」の流れがなくなったわけではないので, 4学派鼎立とする方が正当であろう。
- 67) 内山昭編『現代の財政』前掲, 2頁。
- 68) 同上, 9頁。
- 69) 同上, 11頁。
- 70) 同上, 9~10頁。
- 71) 佐藤進「民主主義財政思想の鼓吹——大内兵衛」前掲。
- 72) 『大内兵衛著作集』第1巻, 前掲, 48~49頁。
- 73) 同上, 53~54頁。
- 74) 重森暁「日本における民主主義財政学の系譜」『財政と公共政策』第2号, 2004年2月, 47頁。
- 75) 武田隆夫・遠藤湘吉・大内力『近代財政の理論(再訂版)』前掲, 12頁。
- 76) 同上, 11頁
- 77) 佐藤進『財政学入門』前掲, 19頁。
- 78) 神野直彦『財政学』前掲, 79頁。
- 79) 同上, 82頁。
- 80) 同上, 83頁。
- 81) 同上, 85頁。
- 82) 同上, 83頁。
- 83) 『大内兵衛著作集』第1巻, 前掲, 48頁。
- 84) 『島恭彦著作集』第2巻, 前掲, 290頁。
- 85) 同上, 2頁。
- 86) 重森暁氏も, 「財政民主主義論は, すくなくともこの『財政学概論』に関するかぎり, 十分に展開されているとはいえない」, 「財政民主主義の本質, 財政民主主義のシステムとプロセス, 財政民主主義における主体の問題等についての詳細な分析はなされていない」と述べられている(重森「日本における民主主義財政学の系譜」前掲, 51頁)。
- 87) 池上惇『財政学』前掲, 5頁。
- 88) 同上, 17頁。
- 89) 同上, 18頁。
- 90) 同上, 313頁。
- 91) 同上, 103頁。
- 92) 同上, 18頁。
- 93) 同上, 80頁。
- 94) 池上惇『管理経済論——人間による国家・資本・環境の制御——』有斐閣, 1984年, 246~247頁。
- 95) 同上, 235頁。
- 96) 重森暁「現代財政と民主主義」(重森暁・鶴田廣巳・植田和弘編『Basic 現代財政学(初版)』前掲

- 所収、前掲16頁。なお、『Basic 現代財政学（新版）』（有斐閣、2003年）でも財政民主主義論の部分は変わっていない（14～18頁）。
- 97) 同上、17頁。
- 98) 同上、14頁。
- 99) 同上、14～15頁。
- 100) 同上、15頁。
- 101) 同上。
- 102) 同上。
- 103) 同上。
- 104) 同上、15～16頁。
- 105) 同上、16頁。
- 106) 同上、17～19頁。
- 107) 内山昭編『現代の財政』前掲、10頁。
- 108) 内山昭「日本の財政民主主義は再生できるか」労働運動総合研究所『労働総研クォーターリー』第25号、1997年、4頁。なお、内山氏の租税民主主義については、内山昭「財政民主主義の税制改革」（『日本の科学者』第32巻第6号、1997年6月）も参考になる。
- 109) 内山昭「日本の財政民主主義は再生できるか」前掲、8頁。
- 110) 同上、8～9頁。
- 111) 同上、4頁。
- 112) 同上、4頁。
- 113) 同上、5頁。
- 114) 同上。
- 115) 同上。
- 116) 同上。
- 117) 同上。
- 118) 同上、5～6頁。
- 119) 同上、6頁。
- 120) 内山昭編『現代の財政』前掲、242頁。
- 121) 同上、242頁。
- 122) 同上、245頁。
- 123) 同上、246頁。
- 124) 同上、10頁。
- 125) Richard A. Musgrave, *The Theory of Public Finance: A Study in Public Economy*, McGraw-Hill Book Company, 1959. (木下和夫監修・大阪大学財政学研究会訳『財政理論』全3巻、有斐閣、1962年)
- 126) 木下康司編『図説・日本の財政（平成18年度版）』東洋経済新報社、2006年、11頁。
- 127) 内山昭「マスのグレイブの財政3機能論の意義と限界」前掲、5頁。
- 128) 内山昭編『現代の財政』前掲、33～34頁。
- 129) 同上、34～35頁。
- 130) 宮本憲一『現代資本主義と国家』岩波書店、1984年、76～79頁。
- 131) 内山昭「マスのグレイブの財政3機能論の意義と限界」前掲、6頁。
- 132) 植田和弘氏の「公共部門の役割と経費」重森暁・鶴田廣巳・植田和弘編『Basic 現代財政学（初版）』前掲所収、44～45頁。なお、『Basic 現代財政学（新版）』（前掲）でも「公共部門・経費の役割」の文章は変わっていない（44～45頁）。
- 133) 内山昭「マスのグレイブの財政3機能論の意義と限界」前掲、6頁。

- 134) 内山昭「現代財政学の新しい体系」前掲, 43頁。
- 135) 神野直彦『財政学』前掲, 第19章「3つのサブシステムと公共支出」。
- 136) 内山昭編『現代の財政』前掲, 37頁。
- 137) 同上, 38頁。
- 138) 同上, 37頁。
- 139) 同上, 38頁。
- 140) 同上。
- 141) 同上, 42頁。
- 142) 内山昭「マスメディアの財政3機能論の意義と限界」前掲, 8頁。
- 143) 内山昭「現代財政学の新しい体系」前掲, 45頁。
- 144) 二宮厚美「現代国家の公共性と人間発達」池上惇・二宮厚美編『人間発達と公共性の経済学』桜井書店, 2005年所収, 234頁。
- 145) 同上, 233頁。
- 146) 同上, 234頁。
- 147) 同上。
- 148) 同上, 235頁。
- 149) 重森暁「人間発達と公務労働」池上惇・二宮厚美編『人間発達と公共性の経済学』前掲所収, 154頁以下。
- 150) 渡辺治「階級の論理と市民の論理」歴史学研究会編『わたくし達の時代(講座世界史・第12巻)』東京大学出版会, 1996年所収。
- 151) 「日本型大衆社会」の概念については, 後藤道夫『収縮する日本型〈大衆社会〉——経済グローバルリズムと国民の分裂——』旬報社, 2001年; 同『戦後思想ヘゲモニーの終焉と新福祉国家構想』旬報社, 2006年。